

平成23年11月16日

# 資 料

(昨年度の大綱において検討課題とされていた項目等)

[地方税]

総務省

平成 23 年度税制改正大綱において検討課題とされている項目（地方税関係）

平成 24 年度に検討

- 独立行政法人に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置
- 土地改良区が取得した創設非農用地換地に係る納税義務の免除措置
- 事業税における社会保険診療報酬等に係る特例措置
- 適格退職年金制度の廃止に向けた取組み
- 車体課税
- (○ 地球温暖化対策)

平成 24 年度以降に検討

- 配偶者控除
- 地方たばこ税
  
- 生命保険料控除・地震保険料控除

社会保障・税番号制度の具体化を踏まえ検討

- 税務分野における対応

# 独立行政法人に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の見直し

<平成23年度税制改正大綱（抄）>

平成22年12月16日  
閣議決定

## 第3章 平成23年度税制改正

### 9. 検討事項

[地方税]

- (6) 事業仕分け対象独立行政法人に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の見直しについて、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に沿って、平成24年度税制改正において検討を行います。
- (7) 独立行政法人水資源機構がダムの用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、平成24年度税制改正における見直しに向けて検討を行います。

## 独立行政法人に係る現行の特例措置

### 1. (独)日本原子力研究開発機構

- 特例措置の内容…同法人が設置する下記業務の用に供する設備及び当該設備を収容する家屋に対して課する固定資産税・都市計画税の課税標準は取得後最初の5年度分価格の3分の1の額とし、その後5年度分価格の3分の2の額とする。
- 対象となる業務…原子力に関する基礎的研究、応用研究等
- 適用金額の推移…(H22)5.2億円、(H21)5.9億円、(H20)6.2億円

### 2. (独)宇宙航空研究開発機構

- 特例措置の内容…同法人が所有し、かつ、直接下記業務の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は取得後最初の5年度分価格の3分の1の額とし、その後5年度分価格の3分の2の額とする。
- 対象となる業務…人工衛星等の開発等
- 適用金額の推移…(H22)1.8億円、(H21)1.7億円、(H20)1.5億円

### 3. (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構

- 特例措置の内容…同法人が所有し、かつ、直接下記業務の用に供する償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は取得後最初の5年度分価格の3分の1の額とし、その後5年度分価格の3分の2の額とする。
- 対象となる業務…石油代替エネルギーの製造のための技術開発等
- 減収額の推移…(H22)4.1億円、(H21)4.4億円、(H20)5.3億円

## 独立行政法人に係る現行の特例措置

### 4. (独)科学技術振興機構

- 特例措置の内容…同法人が所有し、かつ、直接下記業務の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は取得後最初の5年度分価格の2分の1の額とする。
- 対象となる業務…新技術の創出に資する科学技術に関する基礎研究等
- 適用金額の推移…(H22)0.8億円、(H21)0.9億円、(H20)1.2億円

### 5. (独)水資源機構

- 特例措置の内容…同法人が所有するダムの用に供する家屋及び償却資産のうち水道又は工業用水道の用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準は取得後最初の5年度分価格の2分の1の額とし、その後5年度分価格の4分の3の額とする。
- 適用金額の推移…(H22)6.8億円、(H21)7.7億円、(H20)5.5億円

## 独立行政法人に係る見直しの経緯

平成21～22年度

### ○平成21年12月25日「独立行政法人の抜本的な見直しについて」（閣議決定）

- ・全独法の全事務・事業の厳格な見直し。
- ・廃止、民営化、移管等を行うべき独法への必要な措置。
- ・独法制度の根本的見直し。



業務の特性等を踏まえ、全法人の事務・事業等を精査

### ○平成22年12月7日「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（閣議決定）

「①まず事務・事業等の無駄を洗い出した上で、②制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要」

○全法人の事務・事業等について、講ずべき措置を閣議決定。  
(研究開発テーマの重点化、事業の再編、統廃合等による重複排除など)



各法人において事務・事業等の見直しを実施

平成23年度

**事務・事業等の見直しを踏まえた改革の第2段階として独立行政法人の制度・組織の見直しに着手**

- 「独立行政法人改革に関する分科会」（平成23年9月15日 行政刷新会議決定）を設置し、独立行政法人の再編整理や制度設計について現在検討中。

⇒ 年内に見直し案決定の予定

## 土地改良区が取得した創設非農用地換地に係る納税義務の免除措置について【不動産取得税】

### 平成23年度税制改正大綱（抄）

土地改良区が、土地改良法の規定による換地計画に基づき取得した創設非農用地換地を、一定の期間内に譲渡した場合における不動産取得税の納税義務の免除措置の見直しについては、その利用状況等を踏まえ、平成24年度税制改正において検討を行います。

### 特例の概要

- 土地改良区が、換地計画に基づき、創設非農用地換地(※)を最終取得者に代わって一時的に取得した場合において、当該換地を取得の日から2年以内に譲渡したときは、土地改良区に係る不動産取得税の納税義務を免除する。

※創設非農用地換地・・・換地処分により従前の土地に対応しないものとして生み出された非農用地(道路、公園、緑地等)

### 留意点

- ・ 本特例は、土地改良区による取得の段階と土地改良区から買い入れる者の取得の段階とでそれぞれ課税されることを避けるために講じられているもの。
- ・ 農林水産省の調査によると、適用件数、適用金額は以下のとおり。

(単位：件、百万円)

| 年度   | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 適用件数 | 82     | 79     | 65     |
| 適用金額 | 110    | 89     | 28     |

# 事業税における社会保険診療報酬等に係る特例措置について

<平成23年度税制改正大綱（抄）>

〔平成22年12月16日  
閣議決定〕

## 第3章 平成23年度税制改正

### 9. 検討事項

#### [地方税]

(9) 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、平成22年度の議論を踏まえつつ、地域医療を確保するために必要な措置について、来年1年間真摯に議論し、結論を得ます。



# 事業税における社会保険診療報酬等に係る特例措置について

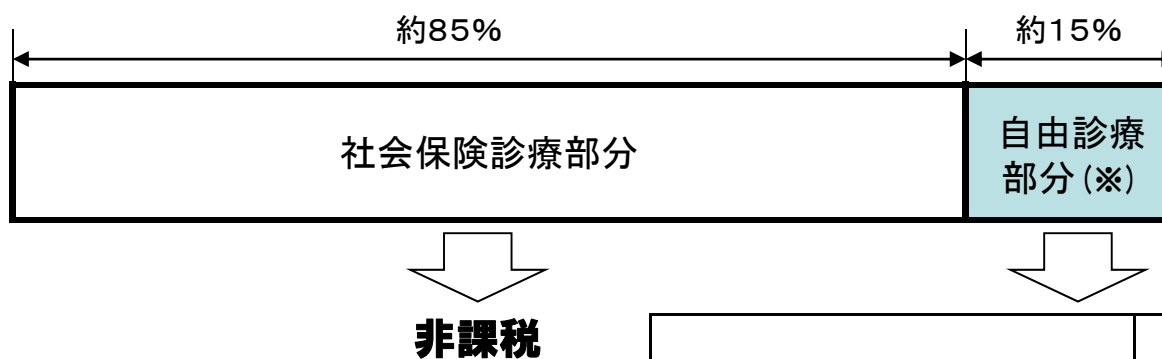
## 1 社会保険診療報酬に対する実質的非課税措置（平成23年度減収見込額:941億円）

医業を営む個人及び医療法人の所得の計算上、社会保険診療につき支払いを受けた金額は益金の額に算入せず、また、経費は損金の額に算入しないことにより、社会保険診療報酬を実質的に非課税。

⇒ **国税（法人税・所得税）においては課税とする一方、地方税である事業税は一律に課税できない形。**

## 2 医療法人の自由診療報酬に対する軽減税率の適用（平成23年度減収見込額:22億円）

自由診療報酬に係る所得のうち年400万円を超える部分について税率を軽減。



(※) **国税（法人税）は通常税率で課す一方、法人事業税は一律に軽減税率を適用。**

|                | 医療法人        | (参考)<br>普通法人 |
|----------------|-------------|--------------|
| 所得 年400万円以下    | 5.0%        | 5.0%         |
| 年400万円超800万円以下 | 6.6%        | 7.3%         |
| 年800万円超        | <b>軽減税率</b> | 9.6%         |

※税率は、地方法人特別税の税率を含む。

# 事業税における社会保険診療報酬等に係る特例措置に関する意見

## ○ 全国知事会

「平成24年度税財政等に関する提案(平成23年10月)」

### 5 社会保険診療報酬に係る課税特別措置の見直し

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し（所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃）を行うこと。

（平成23年11月9日 第16回税制調査会提出資料より）

## ○ 日本労働組合総連合会

### Ⅱ. 税制改革に関する要請項目（連合「2012-2013年度 政策制度 要求と提言」）

#### 7. 国と地方は、地方分権にふさわしい地方税・財政をめざして改革を行う。

（8）法人事業税の診療報酬に対する非課税措置を見直す。

（平成23年11月9日 第16回税制調査会提出資料より）

## ○ 日本税理士会連合会

「平成24年度・税制改正に関する建議書(平成23年6月29日)」

### I 税制改正建議項目

#### 26. 個人事業税の対象事業を拡充し、併せて事業主控除の金額を引き上げること。

非課税事業の範囲や課税標準に関する社会保険診療報酬等の非課税特例（法人においても同様の特例措置がある。）などについて、そのあり方を見直す必要がある。

（平成23年11月9日 第16回税制調査会提出資料より）

<平成23年度税制改正大綱（抄）>

〔平成22年12月16日  
閣議決定〕

### 第3章 平成23年度税制改正

#### 9. 検討事項

##### [地方税]

(2) 生命保険料控除など政策目的へのインセンティブの色彩が強い控除の在り方については、個人住民税の「地域社会の会費」としての性格や地域主権改革の推進等の観点のほか、公的保障の補完としての性格や国民の自助努力の支援等の観点を踏まえ、検討します。

## 生命保険料控除・地震保険料控除の概要

| 控除名                 | 減収額     | 適用数     | 1人当たり平均減税額<年額> | 控除の趣旨   |
|---------------------|---------|---------|----------------|---|
| 生命保険料控除<br>(S37年度～) | 1,546億円 | 4,092万人 | 約4,000円        | 長期貯蓄の奨励や相互扶助による生活の安定を図るため、支払った生命保険料の一定額を所得から控除（最大7万円）             |
| 地震保険料控除<br>(H20年度～) | 96億円    | 1,036万人 | 約1,000円        | 地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全促進等のため、支払った地震保険料の金額の2分の1を所得から控除（最大2.5万円） |

※ 減収額・適用数は平成22年度課税ベース。

### (参考)生命保険料控除・地震保険料控除による個人住民税・所得税の軽減状況

| 世帯構成                                   | 減税効果額   |         |         |         |
|--|---------|---------|---------|---------|
|  | 住民税     |         | (参考)所得税 |         |
|  | 生命保険料控除 | 地震保険料控除 | 生命保険料控除 | 地震保険料控除 |
| 給与所得者(給与収入500万円)、<br>控除対象配偶者、子(小学生)の場合 | 7,000円  | 2,500円  | 12,000円 | 5,000円  |
| 給与所得者(給与収入700万円)、<br>控除対象配偶者、子(小学生)の場合 | 7,000円  | 2,500円  | 24,000円 | 10,000円 |

※ 生命保険料控除の改組が施行されたものとして計算。

※ 生命保険料控除及び地震保険料控除は適用限度額(生命保険料控除:所得税12万円、住民税7万円、地震保険料控除:所得税5万円、住民税2.5万円)まで控除の適用を受けたものとして計算。

## 番号制度導入に伴う税務分野における対応について

### 23年度税制改正大綱(検討事項)[国税・地方税共通]

社会保障・税に関わる番号制度については、「社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会」での議論と併せ、①法定調書の拡充、②税務当局への提出資料の電子データでの提出の義務付け、③税務行政における電子化の推進と情報連携の効率化、④法定調書への正確な番号記載の確保策、⑤税務情報についてのプライバシー保護の徹底策等の課題について積極的に検討を行います。

- 社会保障・税に関わる番号制度については、本年6月末の「社会保障・税番号大綱」に沿って、「可能な限り早期」に「番号法案」(仮称)を国会に提出すべく、準備が行われている状況。
- 番号制度導入に伴い税務分野において必要となる対応については、「番号法案」の具体化を受け、政府税制調査会において改めて検討していただくことが必要。

### 番号大綱における税務分野関連記述

#### ○税務分野における「番号」の利用範囲

- ・ 「地方税に関する法令又はこれらに基づく条例の規定により地方公共団体に提出する書類への番号の記載及びこれに係る利用」
- ・ 「地方公共団体の職員が適正かつ公平な地方税の賦課及び徴収のために行う事務に係る利用」

#### ○検討事項(主なもの)

- ・ 申告書・法定調書等の記載事項への「番号」の追加
- ・ 「番号」の記載の具体的な開始時期
- ・ 「番号」の告知・本人確認に必要な規定の整備
- ・ 法定調書の拡充
- ・ 納税者利便の向上策 等

### 番号制度導入についての今後のスケジュール

(「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日))

- ・ 本年秋以降 可能な限り早期に番号法案及び関連法案を国会に提出
- ・ 平成26年6月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
- ・ 平成27年1月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始